時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百八十八號　月曜日
明治廿四年四月十三日
舊暦辛卯三月五日
（西暦一千八百九十一年）

日入午前五時十三分
日出午後六時十一分
月入午後八時十二分
月出午後八時三十一分

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社より直接に郵便にて送付するものに限り右定價の外に一箇月十五錢の郵送料を申受ク
時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一箇限	一日以上	七日以上
一行に付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受くべし

時事新報

地方官の更迭に就き望む所あり

政府にては今回地方官の更迭を行ひ既に十數名の轉動あり今後引續きて沙汰するやも知るべからずと雖も我輩は此際政府が一大更迭を斷行せんことを希望する者なり從來地方官の更迭は政府の都合を以て中央政府中のものが地方に出で地方のものが代りて政府に歸參するか、偖らざれば甲地のものが乙地に轉じ乙地のものが丙地に代るか、甚しきは甲乙丙丁互に其任地を更換する迄の事に過ぎずして更迭と云へば更迭に相違なけれども出入更代その人に變りあき以上は地方政務の實際に格別の變化ある可らず而して今回の更迭も亦此種の變化に外あらざるが如くなれども抑も今日に當り地方官の更迭を必要とするの理由は何れに在りやと云ふに、我輩の所見を以てすれば地位の變化にあらずして寧ろ人の交代に在る可しと信ずるものあり從來政府の改革は頻々にして隨て地方官の更迭も少なからずと雖も若しも人の新陳交代如何を問へば中央政府に多くして地方官に少なしと云はざるを得ず蓋し中央政府の官吏は政務の術に當りて四方の刺戟少なからざるが故に新陳交代を促すの勢も頗る急にして古流の者は自から退き之に易るに新進の輩を以てするの機會に乏しからざるが如し內閣大臣の地位は姑く擱き次官局長以下にして要職に在るものを見るに二三特別の例はなきに非ざれども之を十年以前に比較するときは必ず老退壯進の實あるを知る可し（維新以來政府は藩長政府と稱せられ內閣員は勿論所謂高等官の輩には兩藩出身のもの非常に多數なりしが昨今の調に據るに陸海軍を除き各省の高等官中に藩士出身のものは十名に出でざる可しと云へり亦以て老退壯進の一班を窺するに足る可し）然るに地方官に至りては更迭の頻々なりしにも拘はらず從來の例として其更迭に際し之に代るものは元老院議官もしくは政府中書て地方官の經驗あるものより出づるか然らざれば地方官中の地位を更換するに止まるなり之を前述の通りの次第にして今日に至るまでも例外の變化を見ること稀なりしなれば其人物は之を中央政府の官吏に比して自から古流の人に富まざるを得ず而して政府の政策は其中央に於て既に定まる相違ありとすれば政治日新の今日に當り中央政府と地方政務との釣合の爲めにも地方官更迭の必要を見る可しと雖も更に顧みて地方治務の實際に徴するときは益々その必要を感ぜざるを得ず維新以後藩閥縣の會座には封建の殘夢を警し各地結合の實精神を磨る爲め地方官たるものは務めて他縣の出身にて其地方の情實には頓着なきを要し且つ幾分か之に隨むに威力を必要とするの事情もあきらかにあらざりしより所謂教民の任に當るものは自から其事情に相應の人物を用ひたりしとなれども是れは二十年前の夢にして日本政治の進歩は二十世紀を經過したるが如く今は却て地方自治の必要を感じ西洋諸國の自治制度を取り之を我國の實習慣に參酌して實地に行ふの場合とあれり既に地方の自治と云へば地方人民の權利利害を保護するゝを第一の目的にして市町村よりして一郡、一郡よりして一府縣に至るまで苟も地方の治務とあれば其目的に相違ある可らざるは勿論、殊に二十年來新教育新智識の下に養達したる今の民生は何れも權利自由の民にして之に臨むに牧民の實筆法に由る可きに非ず然るに地方官の職に在るものを見れば前に記したる如く多くは古流の人々にして其精神既に古きが故に其治法も亦隨古あらざるを得ず近年來地方官と人民との間に兎角苦情紛糾の絶えざるも其原因は樣々あるゝとあらんと雖も我輩の所見に據れば一方は牧民の筆法にして口に之を云言せざるは勿論、或は強て新流を粧ふものあきに非ざれども其擧動成跡は自から之に類するゝを免れざる其一方に人民は權利自由を楯として相對立せんとする新舊精神の鑑着に歸せざるを得ず左れば今日に於て地方治務の實を擧げんとするには地方官に新流の人物を要すると同時に其地の利害事情にも明るものを撰びと肝要にして此點よりするも地方官の大更迭は甚だ必要なるが如し而して其人撰に至りては固より我輩の知る所に非ざれども或は政府中の新進者にして十分その邊の心得あるものを以てするも可ならん或は年來地方に在職したる壯年の官吏にして其地方の事情に明なるものを昇任せしひるも可あらん又或は世間の風說の如く國會議員中より擇擇するゝも妙なる可し人撰の方法は何れにしても我輩は政府が此際に大更迭を斷行し年來錄り變化を見さりし地方官の轉任に老退壯進の實あらんことを希望するものなり

雜報

○淚連の陸軍生　去る二月飛鳥院贈員濱野昇氏の建議したる獨逸國醫學博士ロベルト コッホ氏の大發明に係る結核病の治療法研究の爲め國費を以て我帝國大學より三名の醫學士を撰拔して該國へ派遣する件の議會を通過したる事は既に昔時の本紙上に記載せしが政府にては盡々右の議決を實行せんが爲め此頃醫科大學教授字野朗（當時獨逸在學中）佐々木政吉及び助教授山極勝三郎の三氏を講拔する事に內決し本日出張を命ずる儀あり

○ビスマーク侯と獨逸帝の關係　近來ビスマーク侯は獨逸帝の政略を攻擊するを以て帝の憤怒一方あらず獨逸政府の方にはビ侯を罷せんとする議ありとの風說あり程あるに近頃侯と帝とが再び和親するあらんとの說あり客月十二日伯林發の報にワルデルゼー伯はフリードリヒスルヘにビ侯を訪ひし事實は獨逸帝が再びビ侯の政略を採用せんと欲すと云へる說を確ひるものと思はるゝなりとあり又同月十三日伯林發の報に獨逸帝とビ侯との交情を溫ひる事は確實なるに近し皇帝は本月下旬キールに赴き夫よりアルトナに到りて第九軍團を檢閱すべしワルデルゼー伯は此程ビ侯を訪ひし時獨帝がアルトナに於て侯に面會せんと欲する旨を述べたれ共侯は未だ之に諾否の返答をあさずと云へり

○清國軍艦一隻を占領したりとの說　清國軍艦四隻は亘文鳴の近傍にある一隻を占領したりとの說あり同鳴は海圖に見えざる一隻にして其名も明瞭あらざるよしあれば尙は詳しく探訪の上報道すべしと三月十一日京城發の報に見ゆ

○北陸七州大懇親會　來る五月一日を期し越後の高田に於て北陸七州大懇親會を開く事に決したるが其發起人は遠藤秀景、室塚永吉（石川縣）紹垣示、上野安太郎（富山縣）山際七司、八木原繁祉（新潟縣）の諸氏にて福井縣丈けは未定の由なるが既に左の通知書を夫れ〳〵配送したりと云ふ

北陸七州大懇親會

來る五月一日午前十時より新潟縣中頸城郡高田町高陽館に於て開會し目下重要の事件に付協議致し度有志の諸君奮て來會あらんことを

發起人連名

明治二十四年四月　日

來會の諸君は四月二十五日迄に申込書及び演題共高田町善光寺區中塚榮次郎方田中恒三氏へ送附を乞ふ

○自由黨事務所の移轉　自由黨の假事務所は是れまで芝公園地第三號源流院內に設け在りしが此頃又同じ公園地ある第七十三號天光院內に移轉したり

○輸入商の困難　昨今の不景氣にて諸商人とも多少の困難を感ぜざるものはあけれど輸入商の困難は又一入ありと云ふ其次第を聞くに同商中昨年來尤も賣行遲くして損失のみを重ねたるは羅紗商にして商館への拂も自然滯り勝にて中には往々約定品を引取らざるものさへあるに至りたれど商館も己が庫に積置きては却て損を重ねるの道理あれば又好時期の到來するゝともあるべきを以て仕拂は暫らく後廻しとして品を引取らしめたるも多かりしが今日に至るも世上の不景氣は依然舊の如く餓かに景氣付く模樣もなく貨の滯む一方なれば漸く督促に及びたるに羅紗商は如何ともすべからずして當時本紙にも記したる如く遂に一劃位を投出し閉店したるもの三四軒も顯はるゝに至りたるにケ商館も初めて事の意外なるに打驚き各館申合せの上何品に拘らず現金引換にあらざれば品物を渡さゞるゝとしあるに付き羅紗商のみならず凡ての輸入商は是迄の信用を利用すべからざる事とあれり之れも實產の豐ある商店あらば一向に痛痒を感せざるべけれど少し薄手のものは忽ち蓋支を生ずるに至り得意先に信用を失するものの間なかから又銀令へ漸く金策を調へて約定の品受を爲すも地方の注文口は何れも少數にして一時に割口の付くべき見込なければ徒らに品物を寢せ置かざるべからざる事情もあり旁々實產の豐ならざる輸入商は昨今非常の困難を極め自然困苦を訴ふる事高けれは是等も幾分か此頃不景氣の結果にして市況の寂しきの商人の困難は一方にあらず商人の困難は一方にあらず民は多少餘財を生じ廻り〳〵て最早金策の爲めに相變らず不景氣なるに相違なきを以て昨年の豐作にて各地方の人